

大和市告示第136号

大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月12日

大和市長 古谷田 力

大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（令和7年大和市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「本市に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に20歳に満たない児童を扶養しているもの）（婚姻の実態は失われているが、配偶者の暴力により子と避難をしている場合その他のやむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者を含む。）」に改め、同項各号を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。